

年金  
だより

# 社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書が発送されます ~年末調整・確定申告まで大切に保管を~

問 ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004(ナビダイヤル)

- 今年の1月1日～12月31日までに納付した国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象です。
- 日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発送されます。年末調整や確定申告の際には、この控除証明書(または領収証書)を必ず添付してください。

## 《控除証明書発送時期の目安》

国民年金保険料を

9月30日までに納付された方…11月上旬

10月1日以降に今年初めて納付された方…来年2月上旬

- 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の再発行(1週間程度で送付)については、本人の基礎年金番号のわかる物をご準備のうえ、ご連絡ください。  
なお、控除証明書の再発行や照会は、長崎南年金事務所でも行っています。詳しくはお尋ねください。

## 問 再発行について

長崎南年金事務所 ☎825-8701

健康保険課年金係 ☎801-5821

## 《11月30日(水)(いいみらい)は「年金の日」です》

厚生労働省では、「国民お一人お一人、「ねんきんネット」などを活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」としています。この機会に、「ねんきんネット」でご自身の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、ご自身の年金記録から様々な条件を設定したうえで、年金見込額の試算をすることもできます。

詳しくは「日本年金  
機構ホームページ」  
をご覧ください。



消費者  
注意報

# 海産物の電話勧誘販売・送り付けトラブルの急増!

全国的に海産物の電話勧誘や商品送り付けのトラブルが増加しています。

相談事例では、新型コロナの影響で収入が減って困っているなどと言って消費者の親切心や同情心につけ込む勧誘の他「買って貰わないと困る」などの強引な勧誘もあり、電話勧誘を断ったにもかかわらず後日商品が届くなど、送り付けの事例もあっています。

## 相談事例

- 新型コロナの影響で商品が売れず支援して欲しいと電話で言われて海産物を購入したが、届いた商品は金額に見合わないものだった。
- 高齢の母親が電話で海産物を勧められて断ったが、代引き配達で商品が届き、代金を支払って受け取ってしまった。

## 消費者へのアドバイス

- 少しでもおかしいと感じたら、きっぱりと断りましょう。
- 商品を受け取る前に送り主を確認しましょう。
- 一方的に送られた荷物は「受け取り拒否」しましょう。
- 注文していない商品を受け取った場合は、直ちに処分できます。
- 代金請求されても支払う義務はありません。

☆困ったときは長与町役場相談窓口または  
長崎県消費生活センターへご相談ください。

長与町消費生活相談窓口 ☎883-1111

長崎県消費生活センター ☎824-0999